

令和7年度選考採用（障害者選考）の実施について

- 1 採用機関 四国公安調査局
 - 2 公募の内容 法務事務官（一般行政事務従事者／係員級）選考採用
 - 3 採用予定時期
令和8年6月25日
※ ただし、採用時期が前後することもあり得ます。また、採用者の事情に配慮することが可能な場合もありますので、御相談ください。
 - 4 採用予定人数
1名
 - 5 職務の内容及び待遇等
 - (1) 一般行政事務（定型的な事務）に従事する係員級の職員（行政職俸給表（一）1級）として採用し、その後、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者相当として任用します。
※ 具体的な職務内容は、旅費・謝金等の支払業務、出勤簿の管理、郵便物の仕分け、文書の受付、事務用物品の管理等を想定していますが、採用者の障害特性に応じた合理的配慮をしつつ、職務遂行能力や職務経験、希望する職務内容等も踏まえ決定します。
 - (2) 原則として、採用後に配属される勤務官署から異動はありませんが、本人の希望等を踏まえ、他の公安調査局や公安調査事務所等で勤務する場合もあります。
 - (3) 採用時の俸給月額は、行政職俸給表（一）1級5号俸（行政職俸給表（一）初任給基準表の一般職（高卒）の区分）を基礎として、採用者が職務経験等を有する場合はその職務経験年数等を踏まえた経験年数と同程度の経験年数を有する当庁の職員が受けている俸給月額を参考にしつつ、採用される官職の職務に加え、採用者の経歴や能力等を考慮して決定します。
- 行政職俸給表（一）初任給基準表の一般職（高卒）区分の適用を受ける1年未満の経験年数を有する場合の俸給額（高卒の場合。地域手当を含む。）：208,312円

- 行政職俸給表（一）初任給基準表の一般職（高卒）区分の適用を受ける10年程度の経験年数を有する場合の俸給額（高卒の場合。地域手当を含む。）：260,520円
- 行政職俸給表（一）初任給基準表の一般職（高卒）区分の適用を受ける15年程度の経験年数を有する場合の俸給額（高卒の場合。地域手当を含む。）：269,672円
- 行政職俸給表（一）初任給基準表の一般職（高卒）区分の適用を受ける1年未満の経験年数を有する場合の俸給額（大学卒の場合。地域手当を含む。）：231,504円
- 行政職俸給表（一）初任給基準表の一般職（高卒）区分の適用を受ける10年程度の経験年数を有する場合の俸給額（大学卒の場合。地域手当を含む。）：268,424円
- 行政職俸給表（一）初任給基準表の一般職（高卒）区分の適用を受ける15年程度の経験年数を有する場合の俸給額（大学卒の場合。地域手当を含む。）：274,664円
- ※ 上記はいずれも四国公安調査局で採用された場合（扶養親族なし、税控除前）
- ※ そのほか通勤手当、超過勤務手当等を支給します。

- (4) 勤務時間は、原則として、1日当たり7時間45分（1週間当たり38時間45分）、土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。
また、業務の状況に応じ、早出遅出勤務、フレックスタイム等の利用による勤務時間の割り振り（始業時間の調整等）が可能です。
- (5) 休暇には、年20日の年次休暇（6月25日採用の場合、採用の年は12日。翌年1月に改めて20日付与されます。残日数は20日を限度として翌年に繰り越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、短期介護、忌引き等）、介護休暇（無給）があります。
また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

6 応募資格

次の(1)及び(2)の両方に該当する者。

- (1) 次に掲げる手帳等の交付を受けている者
- ※ 下記の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。
 - ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」

という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下同じ。)による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者

※ なお、以下に該当する方は応募できませんので、御了承ください。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条の規定により、国家公務員となることができない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
- ④ 採用日において定年年齢(62歳)に達している者

7 選考日程

受付期間	令和8年3月27日(金)(必着・締切日厳守)
第1次選考	令和8年4月中旬(予定) ※ 合格者に対してのみ、第2次選考進出の連絡をします。
第2次選考	令和8年4月下旬(予定)
最終合格発表	令和8年5月上旬(予定)

	※ 最終合格者に対してのみ、連絡します。
--	----------------------

8 選考方法

第1次選考	<ul style="list-style-type: none"> ・書類審査（経歴評定） ・論文試験（職務経験等に関する論文により、職務遂行に必要な能力等を有しているかどうか判断する試験）
第2次選考	<ul style="list-style-type: none"> ・面接試験（人柄、対人能力等についての試験）

※ 試験地：第2次選考は採用機関で実施（予定）

9 受験上の配慮

- (1) 聴覚障害のある方については、試験官の発言事項を書面で伝達することができます。
- (2) その他受験の際に何らかの配慮を希望される方は、応募時に申請してください。ただし、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

10 応募方法

採用機関宛て、次の必要書類を特定記録、簡易郵便又は電子メールで送付してください。

なお、郵送での応募に当たっては、封筒に「選考採用書類在中」と朱書きしてください。

【必要書類】

- (1) 履歴書
 - ア J I S規格のものを使用
 - イ 本人が作成
 - ウ 顔写真（3か月以内に撮影したカラー写真）を貼付
 - エ 中学卒業以降の学歴、職歴、賞罰を記載
 - オ 連絡先（確実に連絡の取れる電話番号（自宅・携帯）、電子メールアドレスのうち、1つ以上記載）
- (2) 手帳記載事項（任意の様式により、身体障害者手帳、指定医等の診断書等、療育手帳、児童相談所等が発行した知的障害者の判定書、精神障害者保健福祉手帳のいずれか一つについて、障害名、等級、交付機関、交付・再発行年月日（最新の日付）、交付番号を記載。障害名は手帳等に記載がない場合は記入の必要はありません）
- (3) 卒業証明書（最終学歴）

- (4) 職務経歴書又は活動経歴書（任意の様式により具体的な職務／活動内容を記載すること）
- (5) 志望動機（任意の様式により300字程度で記載）
- (6) 小論文（任意の様式により800字程度で記述）

5で記載した職務の内容を踏まえ、公安調査庁に採用された場合、公安調査庁職員としてどのように貢献できると考えるのか、御自身のこれまでの職務経験や専門性・能力について言及しつつ、具体的に説明してください。

※ 電子メールで送付する場合、(1)及び(4)～(6)は Excel 形式（拡張子“.xls”）又は Word 形式（拡張子“.docx”）にて提出してください。PDF 等による提出は不可となります。また、履歴書の顔写真は、所定の欄に画像データとして挿入してください。

※ 第2次選考に進まれる方には、国籍の確認のため、第2次選考当日、戸籍謄本1通（発行日から3か月以内のもの）を持参していただきます（確認後返却します）。

※ 必要書類に虚偽の記載がなされている場合には、採用が取り消される場合があります。

※ 提出された書類の返却はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

【送付先】

〒760-0033

高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎7階

四国公安調査局

電子メールアドレス

psia_recruit_shikoku@moj.go.jp

【問合せ先】

四国公安調査局総務部採用担当

087-822-6669